

(資料1)

平成21年度 田村市就学援助制度についてのお知らせ

田村市では、お子さまが小・中学校に通学するうえで、経済的な理由によって学用品費等の学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に、必要な経費の一部を援助する制度を設けています。

援助を受けられる方

田村市内に住所を有し、以下の基準に該当する田村市立小・中学校に通学する児童生徒の保護者で教育委員会が認定する方が援助を受けることができます。

援助を希望される方は、「就学援助費受給申請書（兼世帯票・委任状）【様式1】」に必要書類を添付して通学している学校へ提出してください。

援助費受給基準（申請理由）	証明する添付書類（コピー可）
生活保護を受けている	（不要）
世帯の総所得額が一定基準（世帯構成、年齢等により変動）以下で下記に該当する方	
市町村税が非課税又は減免されている	非課税証明書等
個人事業税が減免されている	その旨の証明書
固定資産税が減免されている	その旨の証明書
国民年金の掛金が減免されている	その旨の証明書
国民健康保険料の減免又は徴収の猶予がされている	その旨の証明書
児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書
生活福祉資金を借りている	その旨の証明書
その他、経済的に困りの特別な事情がある	
所得証明書（生計を共にしている方全員）の所得証明書は申請者全員が必ず添付することとなります。住民票上で世帯を異にする者であっても、同じ住所に居住し生計を同じくする者全員の所得証明書を添付してください。	

- * 所得証明書を申請する際には「就学援助受給申請」に使用すると窓口にてお伝えください。公用により無償となります。
- * 口座振込（B）を選択された方は、名義等確認のため通帳表紙裏面の写しを添付してください。
- * 現在認定されている方についても毎年申請が必要となります。なお、申請書は各学校にあります。
- * 資産状況、親族からの援助の状況などにより、上記にかかわらず援助の対象にならない場合もあります。

援助される主な内容

学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費（小学校1年、中学校1年）
修学旅行費・校外活動費・体育実技用具費・医療費・学校給食費

申請に係る注意事項について

- 就学援助費受給申請書の裏に、「就学援助を申請される保護者の方へ」が記載されています。よく読んでから申請書を記入してください。
- 申請書を提出する際には、証明書類を必ず添付してください。
- 小学校と中学校それぞれにお子さんが通う場合には、申請書を別々に提出してください。
- 申請書は、ボールペン等で記入願います。

認定について

- 世帯全員の所得額や学校長の意見、必要に応じて民生委員の意見を参考にしながら認定いたします。
- 税の申告をしていない方は判定ができませんので必ず申告をすませておいてください。所得がない方（被扶養者は除く）も、所得がない旨の申告（住民税の申告）をしてください。
- 認定結果については保護者及び校長へお知らせいたします。

支給方法について

- 支給は、年3回（7月、12月、3月）に申請のあった受給方法により支給されます。
- 医療費については、認定後教育委員会から交付される医療券を医療機関へ提出し、受診することにより援助が受けられます。
- 給食費等に未納がある場合には、援助費を充当する場合があります。

その他

手続きなどご不明な点がございましたら、お子さまの通学している学校（〇〇〇学校
Tel - ）又は田村市教育委員会学校教育課（Tel.0247-68-3112）までお気軽にご相談ください。

田村市教育委員会